



死亡災害！



長野労働局・労働基準監督署

長野県内の労働災害による死者数は、本年5月末日時点(速報値)で6人にのぼり、昨年同時期(4人)と比較して2人増加しています。特に、本年発生した死亡災害の発生状況をみると、大半が過去にも発生した類似の災害であり、基本的な安全対策を講じていれば未然に防ぐことができたものが多くを占めていることは残念でなりません(死亡災害事例は下表のとおりです。)。

一人一人の働く人の向こうには、大切な家族や仲間がいて、たくさんの笑顔があります。これ以上、死亡災害を発生させないため、経営トップが率先して職場内を総点検し、必要な労働災害防止対策を徹底していただくようお願いします。

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	清掃・と畜業	はまれ・ 巻き込まれ 掘削用機械	産業廃棄物中間処理施設において、油圧ショベルを旋回させたところ、旋回範囲内にいた被災者が当該機械のカウンターウエイトと機械設備の間にはざまれた。
2	2月	卸売業	飛来・落下 玉掛け用具	自動車解体工場において、移動式クレーンにより解体後の車体をつり上げたところ、高さ約3mの位置でつり具から外れ、玉掛け作業を担当していた被災者に激突した。
3	3月	食料品製造業	はまれ・ 巻き込まれ コンベア	ベルトコンベアを稼働させた状態で、ベルトコンベアに付着した汚れを除去していたところ、ベルトとブーリーの間に右腕が巻き込まれた。
4	4月	電気機械器具 製造業	はまれ・ 巻き込まれ 動力機械	自動加工機械のメンテナンス作業を担当していた被災者が、意識不明の状態で、当該機械の外枠内に上半身を乗り出した姿勢で発見された。発見時、機械は停止していたが、後の調査で、機械にはざまれて死亡したことが判明した。
5	5月	社会福祉施設	墜落・転落 階段	階段下の踊り場で、頭部を負傷し倒れている被災者が発見された。当時、建物全体が、停電中であった。
6	5月	土木工事業	墜落・転落 掘削用機械	油圧ショベルにより仮設通路を整地していたところ、路肩から、掘削機械ごと約50m転落した。

死亡災害の発生状況から見た労働災害防止のポイント

1 共通事項

- ・ 経営トップ自らが先頭に立ち、労働災害ゼロ職場の表明を行い、経営トップが率先して職場内の安全衛生活動の総点検を行うこと。
- ・ 安全管理者、安全衛生推進者等の安全衛生スタッフにその職務を確實に実行させること。
- ・ 個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施し、労働者の危険に対する意識を高めること。
- ・ 危険箇所の表示等による「危険の見える化」を推進すること。
- ・ 4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、リスクアセスメント等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ること。

2 「はまれ・巻き込まれ」災害防止対策

- ・ 動力機械の原動機、回転軸、歯車、ブーリー、ベルト等の「はまれ」又は「巻き込まれ」の危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設け、身体の一部が危険域に届かないよう防護すること。

機械設備の労災防止対策
・長野労働局
- ・ 機械の掃除、注油、検査、修理または調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。
- ・ 安全に作業を行うための作業手順書を作成し、これに基づき作業を行うこと。

3 「墜落・転落」災害防止対策

- ・ 階段については、必要な照度を確保するとともに、両手を荷物等でふさがないよう、足元を十分に確認して昇降すること。

【以下、一般的な対策】

- ・ 高所で作業を行う場合には、足場の設置等により作業床を設けるとともに、その作業床の端、開口部には堅固な囲い、手すり等を設けること。
- ・ 上記作業床の設置や作業床に囲い、手すりを設けることが困難な場合には、防網(安全ネット)を張り、墜落制止用器具を使用されること。
- ・ 「墜落時保護用」の保護帽を着用させること。また、履物については防滑性、屈曲性に優れたものを使用させること。

4 「車両系建設機械」及び「移動式クレーン」災害防止対策

- ・ 事前に作業の方法等を検討した上で、作業計画を作成し、これに基づき作業を行うこと。

車両系建設機械による
労災防止対策・長野労働局
- ・ 運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせないこと。やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置すること(誘導者を置くときは、合図を定めること)。
- ・ 車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じること。(例: 路肩の崩壊や地盤の不同沈下防止、必要な幅員保持のほか、標識又はガードレールの設置等)
- ・ 移動式クレーンは、定格荷重を超える荷のつり上げは行わないこと。
- ・ 移動式クレーンでつり上げられている荷の直下等、つり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせないこと。